

業庫第16号(例)  
平成28年2月15日

代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率の改定に伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、平成28年4月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

## 「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

○ 国庫送金編 特殊1 2. の注意事項(右ページ)④を横線のとおり改める。

④ 「所定の外貨の種類」(送金を要する外貨とし得る外貨の種類)および「所定の換算率」(外貨額から邦貨額を算出する場合の換算率)は、次表に掲げるとおり (平成28年4月1日から適用)。

1. アメリカ合衆国通貨	1 ドルにつき本邦通貨	440120 円
2. 英国通貨	1 スターリング・ポンドにつき本邦通貨	477185 円
3. 欧州経済通貨統合参加国通貨	1 ユーロにつき本邦通貨	440137 円
4. オーストラリア通貨	1 オーストラリア・ドルにつき本邦通貨	9793 円
5. カナダ通貨	1 カナダ・ドルにつき本邦通貨	9997 円
6. シンガポール通貨	1 シンガポール・ドルにつき本邦通貨	8689 円
7. スイス通貨	1 スイス・フランにつき本邦通貨	446126 円
8. スウェーデン通貨	1 スウェーデン・クローネにつき本邦通貨	15 円
9. タイ通貨	100 バーツにつき本邦通貨	340357 円
10. 中華人民共和国(香港特別行政区)通貨	1 香港・ドルにつき本邦通貨	4416 円
11. デンマーク通貨	1 デンマーク・クローネにつき本邦通貨	4918 円
12. ノルウェー通貨	1 ノルウェー・クローネにつき本邦通貨	4715 円
13. ロシア通貨	100 ルーブルにつき本邦通貨	266208 円
14. アラブ首長国連邦通貨	1 ディルハムにつき本邦通貨	3033 円
15. チェコ通貨	100 コルナにつき本邦通貨	507499 円
16. ニュージーランド通貨	1 ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨	8886 円
17. サウジアラビア通貨	1 リヤールにつき本邦通貨	2932 円